

伐採及び伐採後の造林の届出書の提出について

山林を皆伐後に、転用される皆様へ

提出書類

- ・伐採及び伐採後の造林の届出書
- ・伐採計画書
- ・造林計画書
- ・位置図
- ・事業計画図
- ・搬出計画図
- ・届出のあった森林を伐採する権限を有することが確認できる書類
- ・伐採及び集材に係るチェックリスト
- ・測量図【筆の一部分を伐採する場合】
- ・他法令の許可・届出書の写し

※上記書類がそろっていない場合、町は伐採届を受け取ることができません。

注意事項

- ・伐採届出書は、伐採を開始する日の30日～90日前までに提出すること。
- ・森林所有者と伐採業者が異なる場合、伐採届に、森林所有者と伐採業者の連名で提出すること。
- ・他法令の許可等(自然公園法、土壤対策汚染法、埋立て条例等)を得てから伐採をすること。
- ・提出された伐採届の伐採期間の末日から30日以内に「伐採に係る森林の状況報告書」を提出すること。
- ・計画範囲外を伐採しないこと。
- ・町から伐採届出書に関する指導があった場合、速やかに対応すること。

※不明な点等ございましたら、下記担当までお問い合わせください。

越生町役場 産業観光課 農林担当
TEL: 049-292-3121
FAX: 049-292-3351